平成25年度「二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業 (MRV等に関する人材育成)」における 国内受入事業・海外派遣事業に係る事業企画公募

公募要領

平成 25 年 9 月 株式会社 日本総合研究所

1. 目的

我が国は、気候変動問題の解決に向けて、海外において温室効果ガス排出削減に貢献できる優れた技術や製品を有している。しかし、現在、技術や製品の普及等を通じた途上国での貢献を唯一制度的に後押しする「クリーン開発メカニズム(以下「CDM」という。)」は、審査プロセスに長い時間がかかり、承認の可否についても不確実性が高い。これに加え、我が国が得意とする省エネルギー製品(自動車、家電等)や高効率石炭火力等に対してほとんど適用されず、我が国の低炭素技術・製品を通じた地球規模での温室効果ガス排出削減への貢献を後押しするには不十分な状況にあると考えられる。

このため、日本政府は、我が国が世界に誇る低炭素技術や製品の普及等を積極的に推進し、世界規模での地球温暖化対策を進めていくため、現行のCDMの下では十分に評価がなされていない低炭素技術(省エネ技術、新エネ技術、石炭火力等)の普及等による温室効果ガスの排出削減を適切に評価する新たな仕組み(「二国間クレジット制度)の構築を目指している。

二国間クレジット制度については、既にモンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシアとの間で二国間文書に署名を行い、引き続きアジア諸国を中心に、具体的な制度構築に向けた協議を実施している。協議等の中で、相手国側の省エネ政策と同制度の連携による低炭素技術の普及にも期待が寄せられている。

「二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業 (MR V等に関する人材育成)」は、日本政府の国際交渉状況を踏まえ、二国間クレジット制度を構築した国または二国間クレジット制度を構築する可能性のある国 (以下、「相手国」) に対し、我が国の低炭素技術・製品を普及することを目的に、MR V等制度および低炭素技術・製品の導入に係る人材の育成のための国内受入事業・海外派遣事業(研修・専門家派遣)を実施する。なお、国内受入事業・海外派遣事業については、相手国側の具体的なニーズを把握している、二国間クレジット制度に取組む事業者等の事業企画提案に基づいて実施する。

2. 事業実施方法

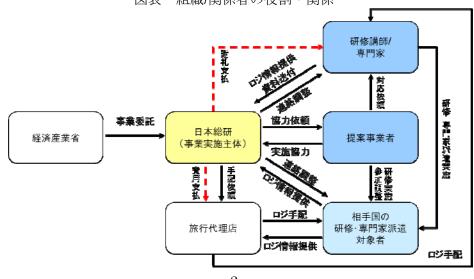
本事業は、経済産業省から国内受入事業・海外派遣事業の実施について委託を受けた株式会社 日本総合研究所(以下、「日本総研」という)が、本事業全体の実施・運営・事務処理を担当する。

具体的には、採択された事業企画を提案した企業等の提案事業者と協力し、国内受入事業・海外派遣事業の実施内容の検討・準備、事業の円滑な実施、事業実施結果の評価、事業実施に係る経費の事務処理等を行う。さらに、国内受入事業・海外派遣事業の実施後、本事業により得られた成果の普及に取組む。本事業に関係する組織/関係者とその主な役割は以下の通り。

組織/関係者	主な役割
経済産業省	本事業の実施について監督し、適宜、指示・助言する。
日本総研	採択した事業企画に基づき、本事業の実施主体として国内受入事業・
	海外派遣事業を実施する。
提案事業者	国内受入事業・海外派遣事業の事業企画について提案するとともに事
	業の実施時には日本総研へ協力する。
研修講師/専門家	国内受入事業・海外派遣事業において、研修や工場見学、専門家とし
	ての意見交換などを実施する。
相手国の研修・	相手国の国内受入事業・海外派遣事業への参加者。
専門家派遣対象者	
旅行代理店	国内受入事業・海外派遣事業の実施において、移動・宿泊などの手配
	や実施時の支援を行う。

図表 本事業に関係する組織/関係者とその主な役割





3. 事業企画の募集について

本公募において、日本総研は相手国の企業・業界団体・政府関係者等を対象に、二国間クレジット制度の理解促進および低炭素技術・製品の普及に資する国内受入事業・海外派遣事業(研修・専門家派遣)の事業企画を募集する。なお、相手国については、その定義を「二国間クレジット制度を構築した国または二国間クレジット制度を構築する可能性のある国」としていることから、CO₂排出削減に関連する政策を実施する可能性の高い国の案件を優先的に対象とする。

対象となる分野、技術・製品等については REDD+を除いた、二国間クレジット制度の対象となりえるものとする。

(1) 各事業の定義

▶ 国内受入事業・・・

国内受入事業とは、相手国から事業意思決定者や技術者、政策立案者等を受け入れ、日本国内において我が国の企業の担当者や業界団体関係者、コンサルタント等が研修講師として、MRVや低炭素技術・製品に関するセミナー・施設見学・技術紹介等を通し制度に関する理解促進や具体的な技術導入等の提案に関して研修を実施するものをいう。

▶ 海外派遣事業・・・

海外派遣事業とは、我が国の企業の担当者や技術者、業界団体関係者、コンサルタント等が研修講師・専門家として相手国を訪問し、相手国において事業意思決定者や技術者、政策立案者等を対象に MRV や低炭素技術・製品に関するセミナー・技術紹介等の研修あるいは現地企業の技術者や省エネルギー関連制度設計の担当者等に対して技術講習・専門レベルの意見交換等の専門家派遣を実施するものをいう。

(2) 事業企画の募集事項

①事業の目的・対象国・対象領域

当該国内受入事業・海外派遣事業を提案するにあたり、想定している対象国、対象技術・製品領域を具体的に記載すること。さらに、提案する事業企画の目的、対象国および対象技術・製品領域選定の背景、考え方について記載すること。

②提案する国内受入事業・海外派遣事業の事業企画内容

提案する国内受入事業・海外派遣事業の事業企画内容(依頼予定の研修講師あるいは専門家、想定する研修生あるいは専門家派遣先、研修・専門家派遣の実施内容、必要となる設備・会場・移動手段等)について、具体的に記載すること。なお、依頼予定の研修講師あるいは専門家、想定する研修生あるいは専門家派遣先については、提案者との関係についても記載すること。

③国内受入事業・海外派遣事業の効果

当該国内受入事業・海外派遣事業を実施することによる、MRV 等の二国間クレジット制度の理解促進あるいは低炭素技術・製品の普及に対する具体的効果について記載すること。

④国内受入事業・海外派遣事業の研修講師・専門家の実績

当該国内受入事業・海外派遣事業において、依頼予定の研修講師あるいは専門家の関連 分野における実績および過去に実施した研修・専門家派遣等の実績について、記載する こと。

4. 事業実施期間

採択決定日から平成 26 年 2 月 7 日まで。相手国によっては旧正月などの国内受入事業・ 海外派遣事業を実施することが難しい時期があるため、実施時期については十分に検討す ること。また、実施スケジュールについては、移動を含めて 1 週間程度を目安とすること。

5. 応募資格

事業企画の提案者は、次の条件を満たす法人とする。

- (1) 日本に拠点を有していること。
- (2)日本政府の予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (3)経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・ 01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれに も該当しないこと。

6. 事業実施条件等

- (1) 採択件数:5件程度
- (2)予算規模:総額16,000千円。 なお、費用や最終的な事業実施内容・期間については、日本総研及び経済産業省と 調整した上で決定することとする。
- (3) 費用負担:当該国内受入事業・海外派遣事業にかかる研修講師・専門家謝金、旅費 交通費、通訳費等の事業費は、日本総研が直接支払うものとする(※2)。本事業で 負担可能な費用は、「8.費用の見積」を参照。
- (4) 応募件数:1事業者あたりの応募件数は制限しない。ただし、同時期に専門家派遣・研修実施を行う可能性があるため、講師の重複等がないように配慮されていることが望ましい。
- (5) その他事項:講師の派遣等に関する対象企業や研修生等との連絡・調整は、採択された提案事業者・日本総研・経済産業省との協議の上、実施するものとする。
- ※2: 提案においては、提案事業者による概算にて見積書を提出することとする。ただし、 旅費交通費・通訳費等については、日本総研が本事業において提携している旅行代理 店等と提案事業者及び日本総研の3者で協議の上、決定するものとする。その上で、 研修講師や相手国から招聘する研修生等の航空券、宿泊先等を、日本総研が手配・費 用負担するものとする。

7. 事業企画の提出について

(1) 募集期間

募集開始日:平成25年9月30日(月)

締切日時:平成25年10月21日(月)12時(正午)必着

(2) 説明会の開催

本公募に関する説明会は実施しない。

本公募に関して質問がある提案者は、本資料末の情報を参考に日本総研宛に問い合わせること。本公募(日本総研による国内受入事業・海外派遣事業の事業企画公募)に関して、経済産業省は一切の質問を受け付けていないため、問い合わせしないこと。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を一つの封筒に入れて提出すること。封筒の宛名面には、「平成25年 度二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業(MRV等に関する人材育成)に おける国内受入事業・海外派遣事業に係る事業企画公募申請書」と記載すること。
 - ・公募申請書(様式1) <1部>
 - ・企画提案書(様式2) <10部>
 - ・提案書概要版(様式3)<10部>
 - 見積書(様式4)<10部>
 - ・申請受理票(様式5)・返信用封筒 <1部>
 - ・様式 1~4 の電子ファイル(Word・Excel およびその PDF)を記録した CD-R < 1 枚>
 - ・その他参考資料(必要に応じ)<10部>
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。 なお、応募書類は返却しない。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の正否を問わず、事業企画申請書の作成費用は支給しない。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、見積額内で実現が確約されることのみ表明 すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な 変更があった場合には、不採択となることがある。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は締切日時までに郵送・宅配便等により以下に提出すること。

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング 株式会社 日本総合研究所 総合研究部門

「平成25年度二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業(MRV等に関する人材育成)における国内受入事業・海外派遣事業に係る事業企画公募」担当 三木 優・橋本 玄

- ※ 持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。資料に不備がある場合は、 審査対象とならない。公募要領等を熟読の上、注意して記入すること。
- ※ 締切日時を過ぎての提出は一切受け付けない。郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もあるため、期限に余裕をもって送付すること。

8. 審査・採択について

(1)審査方法

MRVに関する必要性の理解促進、MRVの水準・方法の共通認識促進、我が国の低 炭素技術・製品等の途上国への普及に資する国内受入事業・海外派遣事業となってい るかを考慮し、案件を審査する。

採択に当たっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定する。なお、 応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する。

(2)審査基準

別添「審査項目一覧」資料に記載の審査基準に基づき審査を実施する。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、日本総研のホームページで公表するとともに、当該申 請者に対しその旨を通知する。

9. 経費の見積

本事業の実施・運営者である日本総研が負担可能な費用は以下の通り。費目が不明な費用については、妥当と考えられる費目に計上し、採択後に負担可否・金額について協議することとする。

i) 国内受入事業	①:研修生渡航費(※3)
	②:研修生滞在費
	③:研修生厚生費等(※4)
	④:講師謝金(※5)
	⑤:通訳謝金
	⑥: 教材関係費
	⑦:会議室等施設借上費(※6)
	⑧:国内移動交通費
ii)海外派遣事業	①:講師・専門家謝金(※5)
	②:通訳謝金
	③:講師・専門家現地派遣費(※3)
	③:講師・専門家現地派遣費(※3)④:講師・専門家現地滞在費
	④:講師·専門家現地滞在費
	④:講師・専門家現地滞在費 ⑤:講師・専門家現地厚生費(※4)
	④:講師・専門家現地滞在費⑤:講師・専門家現地厚生費(※4)⑥:教材関係費

※3:空港税、査証取得手数料、海外旅行傷害保険等は、渡航費あるいは派遣費へ計 上すること

※4: 厚生費については、基本的には研修生あるいは研修講師・専門家への日当の範囲内とする。金額については、日本総研の規程に定める金額を上限とするため、 採択後に調整することがある

※5:講師・専門家謝金については、日本総研の規程に定める金額を上限とするため、 採択後に調整することがある

※6:飲食を伴う会議における昼食や飲料の費用については、会議室等施設借上費へ 計上すること

10. 問い合わせ先

質問・問い合わせは、平成 25 年 10 月 11 日 (金) 12 時(正午)までに、下記窓口まで電子メールにて行うこと。受け付けた質問およびその回答については、平成 25 年 10 月 15 日以降に日本総研のホームページで公表する予定である。

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング

株式会社 日本総合研究所 総合研究部門

担当:三木 優・橋本 玄

E-mail アドレス: 200010-mrv-koubo@ml.jri.co.jp

以上